

釧路市G I G Aスクールサポーター配置業務委託

企画提案募集要項

1 事業目的

本事業は、児童生徒1人1台の学習用端末の円滑な導入及びこれらの端末を含む学校現場におけるICTを活用した授業の展開に対して、専門的な知識及び経験を有する事業者から広く提案を求め、学校現場への支援を行う人員を配置することによりG I G Aスクール構想をより効果的に進めていくことを目的とする。

2 業務内容

「釧路市G I G Aサポーター配置業務委託要求水準書」のとおり。

3 実施期間

実施期間は、契約締結日から令和3年9月30日までとする。

※本プロポーザルが、繰越明許費補正議決前の準備行為として実施するものであり、議会において否決があったときは、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合があり得るものとする。

4 選定方式

選定については、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する。

5 参加資格要件

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は複数法人による共同事業体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。
- (2) 単独企業は、次に掲げる要件をすべて満たし、コンソーシアムの構成員はアに掲げる要件を全て満たし、イに掲げる要件については、構成員のいずれかが満たすものとする。

ア 共通事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- ③ 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事業所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）について、未納がないこと。
- ④ 告示日からプレゼンテーション実施までの間、国、都道府県、釧路市及び釧路市以外の地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 釧路市暴力団排除条例第2条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該

当しないこと。

イ 学校への支援体制

- ① 他自治体においてG I G Aスクールサポーターの配置実績があること、または教育現場に対するI C Tの支援実績があること。
- ② 定期的に学校巡回訪問を行う人員の配置ができること。

6 交付資料等

- (1) 釧路市G I G Aスクールサポーター配置業務委託企画提案募集要項（本書）
- (2) 釧路市G I G Aスクールサポーター配置業務委託要求水準書
- (3) 各種様式（様式第1号から様式第7号）

7 企画提案に係る手続き

(1) 参加表明書の作成及び提出方法

ア 提出書類

- ①参加表明書（単独企業の場合は様式第1号の1を用い、コンソーシアムの場合は様式第1号の2を用いるものとする。）
- ②会社概要（様式第2号）
- ③ 国税納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）及び法人住民税に係る納税証明書
- ④ 直近3期分の決算書等の経営内容が把握できる書類（写し可）
- ⑤ 登記事項証明書（現在事項全部証明書。ただし、提出日前3か月以内に交付されたもの）
- ⑥ コンソーシアムの場合、協定書の写し

イ 提出期間

令和3年2月26日から令和3年3月5日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

ウ 提出先

本書13に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

(2) 企画提案書作成及び提出方法

参加表明書及び関係書類（以下、「参加表明書等」という。）による参加資格の要件審査の適否については参加資格要件審査結果通知書（様式第3号）により通知する。参加資格が適合と判定された者（以下、「資格適合者」という。）は企画提案書を作成し提出することができる。

ア 提出書類

- ①企画提案書（単独企業の場合は様式第4号の1、コンソーシアムの場合は様式第4号の2）
- ②会社概要（様式任意）
- ③見積書（様式任意）

※その他企画提案を説明する補足資料があれば添付可とする。（任意様式）

イ 提出部数

正本1部 副本14部

ウ 提出期間

令和3年3月8日から令和3年3月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

エ 提出先

本書13に同じ。

オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

カ 企画提案書の様式記載事項

別紙「釧路市GIGAサポーター配置業務委託要求水準書」は、業務の概要や手法、委託者が業務の成果として求める最低限の内容を参考として提示するものであり、提案者の提案を制限するものではない。

キ 提出された企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。また、変更する場合には、提出済みの企画提案書等を引き取るとともに、あらためて企画提案書等を提出すること。

ク 提出期限を過ぎた後は、企画提案書及び関係書類の変更はできない。

(3) 失格となる資格適合者

資格者適合者が下記のいずれかに該当した場合には、本プロポーザルへの参加資格を失う。

ア 企画提案書及び関係書類が提出期限までに提出されない場合。

イ 提出された全ての書類内容に虚偽の記載があった場合。

ウ 本募集要項5に定める参加資格要件を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合。

エ その他、本募集要項の定めに反した場合。

オ 本件に関して不正行為等があった場合。

(4) 無効となる企画提案書等

企画提案書による要件審査において、提出された企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。なお、無効と判断された場合は、企画提案書要件審査結果通知書（様式第5号）により通知する。

ア 提出方法が本募集要項に適合しない場合。

イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

ウ 虚偽の内容が記載されている場合。

(5) その他

ア 使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。

イ 参加表明書等、企画提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等、企画提案書は、返却しない。

エ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

8 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成、提出に係る質問のみとし、質問書（様式第6号）により電子メールにて受け付ける。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 提出先

本書13に同じ。

(3) 提出方法

質問は電子メールによるものとする。なお、質問者は必ず着信したことを確認すること。

(4) 受付期間

ア 参加表明書の作成、提出に係る質問については、令和3年3月1日から令和3年3月3日までの毎日、9時から17時まで。

イ 企画提案書の作成、提出に係る質問については、令和3年3月9日から令和3年3月11日までの毎日、9時から17時まで。

(5) 回答方法

ア 参加表明書の作成、提出に係る質問に対する回答は、質問者に対し、令和3年3月4日までに電子メールで送信するものとする。

イ 企画提案書の作成、提出に係る質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に、令和3年3月16日までに電子メールで送信するものとする。

ただし、質問又は回答の内容は質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

9 企画提案書の評価及び審査方法

(1) 審査方法

ア 企画提案書等の審査は、プロポーザル審査委員会において行うものとする。

イ 提出された企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションは、Google Meetを用いたオンラインでの実施を基本とする。現地でのプレゼンテーションを希望する場合は、事前に協議を行うこととする。

ウ 参加表明書等による要件審査

本プロポーザルへの参加資格については、提出された参加表明書等により適否を判定の上、参加資格要件審査結果通知書（様式第3号）により適否を通知するとともに、適合と判定されたものに対して企画提案書の提出を求める。この審査において非適合と判定された者に対しては、参加資格要件審査結果通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

エ 企画提案書による要件審査

資格適合者により提出された企画提案書について、別紙「釧路市GIGAスクールサポーター配置業務委託要求水準書」及び要項7（4）の基準に基づき要件審査を行う。この審査において、企画提案書が無効と判定された者については、企画提案書要件審査結果通知書（様式第5号）によりその旨を通知する。

オ 企画提案書による内容審査

プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーションの機会を設け、企画提案書の内容審査を行った上で、最優良提案事業者を選定する。

(2) 評価基準

別表のとおり（7ページに記載）

10 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明に関する事項

(1) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求

参加資格要件を満たさない場合を非適合、本募集要項7（4）で示す項目に該当した場合を無効、またプロポーザル審査委員会の選定の結果、当該業務の内容に適すると認められる事業者に特定されなかった場合を非特定という。

非適合、無効、非特定と判断された者は、それぞれ、通知書に記載された説明要求書提出期限までに書面（任意様式）により理由の説明を求められることができる。

(2) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求書の提出方法等

ア 提出先

本書13に同じ。

イ 提出方法

書面（任意様式）によるものとする。

ウ 受付期間

説明を求められることができる期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

(3) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、説明を求められることができる最終期日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含まない）に要求者に対し書面により行う。

11 契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手方として特定

最優良提案事業者を審査委員会において選定し、その事業者を本契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方とする。なお、審査結果については、事業者特定結果通知書（様式第7号）により通知する。

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、原則として、特定者の提案した企画提案書内に記載された見積額の金額とする。

(3) 業務委託契約内容等

本業務委託契約は、市と最優良提案事業者にて委託契約を締結し、契約の内容については「釧路市標準業務委託契約書約款」に定めているとおりとする。

(4) 委託料の支払い

業務委託に関する委託料の支払いについては、原則一括精算払いとする。ただし、必要のある場合は、市と特定者との協議により定めた支払計画に基づき分割払いや前払金も可とする。

12 スケジュール（予定）

3月 5日 参加表明書提出締切
3月 8日 企画提案募集開始
3月 24日 企画提案書提出締切
4月 5日 審査委員会（プレゼンテーション）
4月 8日 契約

1.3 事務局

釧路市教育委員会学校教育部総務課総務担当（担当：佐藤）

〒085-0016 釧路市錦町2丁目4番地

電話 0154-31-4575 FAX 0154-25-5999

e-mail : ga-soumu@city.kushiro.lg.jp

評価項目及び基準等

評価項目		評価内容と評価の視点	配点	
実績・能力	事業実績	・他自治体でのG I G AスクールサポーターやI C Tの支援などの実績があるか	10	40
	事業遂行能力	・人員配置など事業実施の体制が整っているか ・会社のバックアップ体制と現地でのG I G Aスクールサポーターの人員体制が整っているか	15	
		・配置される人員の能力が要求水準で示した要件を満たしているか	15	
提案評価	学校訪問等による支援業務	・要求水準で示したサポート内容となっているか	10	60
		・目的達成に向け適切な学校訪問の回数となっているか	10	
	研修内容	・I C T機器の活用経験が少ない教員に対しての操作方法などの研修体制が組み込まれているか ・授業への活用方法など応用的な研修体制がくまれているか	15	
	ヘルプデスク	・Chromebook 端末の操作方法に対して、学校現場のサポートとして機能しているか	10	
	業務マニュアルの作成	・要求水準で示したマニュアル作成の提案となっているか	10	
	価格	・見積金額は適切か (要求水準書で示した上限額を超える見積は失格)	5	
合計			100	